

地域行政の執行体制

区は、平成3年に全国に先駆け、世田谷区独自の三層構造による地域行政制度を創設しました。区は、地域行政を推進する仕組みとして、区の区域を「地区 地域 全区」に分け、地域の行政拠点として総合支所、区民に最も身近な施設として出張所・まちづくりセンター、全区的な統括を担う機能を本庁とした体制「出張所・まちづくりセンター 総合支所 本庁」による地域行政制度を推進しています。この全体構造を三層構造としています。



三層構造における行政拠点の基本的な役割

全区（本庁）

区としての政策方針、計画、危機管理における本部機能など全区的な統括を基本に、一部行政サービスの実施機関としての役割を持ち、総合支所に対しては、統一的な基準や運用の管理、取りまとめ、調整、連携等を行う。専門性の高い事務や集中化によるメリットのある事務等、本庁で実施することが効果的・効率的であると判断される事務については、本庁で取り扱う。

地域（総合支所）

防災・防犯対策、保健福祉施策の推進や地域における街づくりの推進、街づくり協議会への支援など、区民に身近なサービスや区民との協働によるまちづくり等、地域や地区での支援の仕組みを整え、その役割を担う。例えば、地区でのまちづくり活動をさらに促進するため、出張所・まちづくりセンターとの連携を一層強化する。

地区（出張所・まちづくりセンター）

出張所・まちづくりセンターは、窓口業務及び町会・自治会等地域活動団体への支援や身近なまちづくり推進協議会等との連携によるまちづくり活動の推進、地区における広報・広聴、防災・防犯活動への支援等や身近な困り事や福祉の相談（地域包括ケアの地区展開）を推進し、住民との協働によるコミュニティ活動・地区防災対策等を行う。

